

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険の資格管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

湯梨浜町は、国民健康保険の資格管理に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

鳥取県湯梨浜町長

公表日

令和6年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険の資格管理に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り、資格の管理・保険証の発行、レセプトのチェック・管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 また、国保連合会における資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務、並びにオンライン資格確認等システムでの被保険者情報の利用のために、国保連合会に被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を送信する。 <オンライン資格確認等システム> 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)(または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 <オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	国民健康保険(資格)システム 被保険者マスタ作成システム 統合宛名システム 中間サーバー 国保情報集約システム 国保総合システム 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル 資格情報(個人)ファイル 資格情報(世帯)ファイル 世帯所得区分情報ファイル	

3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（以下、番号利用法） 第9条第1項、別表第一の第16、30項 並びに番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号）（以下、内閣府・総務省令第七号） 第16条、第24条 、国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項（利用範囲） 別表第1 項番30 ・内閣府・総務省令第七号 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号利用法第19条7号、別表第二の第42、44項 並びに内閣府・総務省令第七号 第25条、第26条 ■情報提供の根拠 番号利用法第19条7号、別表第二の第2、3、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項 並びに内閣府・総務省令第七号 第2条、第3条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ■オンライン資格確認の準備業務 番号利用法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等）、並びに国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	682-0723 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1 湯梨浜町役場 まちづくり企画課 政策企画係 Tel0858-35-5304
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	682-0723 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1 湯梨浜町役場 健康推進課 年金保険係 Tel0858-35-5372

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査				
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査	[] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月2日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	蔵本 知純	瀬戸 隆行	事後	
平成27年10月2日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	682-0723 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1 湯梨浜町役場 健康推進課 年金保険係 Tel0858-35-5372	682-0723 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1 湯梨浜町役場 企画課 企画係 Tel0858-35-5304	事後	
平成27年10月2日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	同上	682-0723 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1 湯梨浜町役場 健康推進課 年金保険係 Tel0858-35-5372	事後	
平成29年3月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険(資格)システム 被保険者マスタ作成システム 統合宛名システム	国民健康保険(資格)システム 被保険者マスタ作成システム 統合宛名システム 国保情報集約システム 次期国保総合システム 中間サーバー	事後	
平成29年3月30日	2. 特定個人情報ファイル名	国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル	国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル 資格情報(個人)ファイル	事後	
平成29年3月30日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	瀬戸 隆行	健康推進課長	事後	
平成29年3月30日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	682-0723 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1 湯梨浜町役場 企画課 企画係 Tel0858-35-5304	682-0723 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1 湯梨浜町役場 企画課 企画情報係 Tel0858-35-5304	事後	
平成31年3月29日	Ⅳリスク対策	記載なし	項目の追加	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加
令和2年6月30日	②事務の概要	国民健康保険法に関する法律等の規定に則り資格の管理・保険証の発行、所得資産の管理・保険税(料)の賦課、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認	国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り、資格の管理・保険証の発行、レセプトのチェック・管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 また、国保連合会における資格継続業務、高額該当回数を引き継ぎ業務、並びにオンライン資格確認等システムでの被保険者情報の利用のために、国保連合会に被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を送信する。	事前	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入
令和2年6月30日	システムの名称	国民健康保険(資格)システム 被保険者マスタ作成システム 統合宛名システム 国保情報集約システム 次期国保総合システム 中間サーバー	国民健康保険(資格)システム 被保険者マスタ作成システム 統合宛名システム 中間サーバー 国保情報集約システム 国保総合システム 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入
令和2年6月30日	特定個人情報ファイル名	国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル 資格情報(個人)ファイル	国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル 資格情報(個人)ファイル 資格情報(世帯)ファイル 世帯所得区分情報ファイル	事前	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入
令和2年6月30日	法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号以下「番号法」という。) 第9条第1項、別表第一の第16、30項 並びに内閣府総務省令(平成26年省令第五号) 第16条、第24条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の第16、30項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条、第24条 、国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月30日	②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、62、87、93、106項 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第42、44項	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第42、44項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第25条、第26条 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第2、3、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項 並びに内閣府・総務省令第七号 第2条、第3条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ■オンライン資格確認の準備業務 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)、並びに国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2	事前	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入
令和2年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	平成27年3月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月30日	従業者に対する教育・啓発	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事前	
令和6年1月31日	②事務の概要	国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り、資格の管理・保険証の発行、レセプトのチェック・管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 また、国保連合会における資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務、並びにオンライン資格確認等システムでの被保険者情報の利用のために、国保連合会に被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を送信する。	国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り、資格の管理・保険証の発行、レセプトのチェック・管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 また、国保連合会における資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務、並びにオンライン資格確認等システムでの被保険者情報の利用のために、国保連合会に被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を送信する。 ＜オンライン資格確認等システム＞ 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)(または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))」(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、	事前	次期国保情報集約システムの機器更改に伴うクラウド環境移行による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、 機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等」における資格履歴管理事務を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等」における機関別符号取得等事務を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。		
令和6年1月31日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第16、30項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条、第24条、国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号利用法) 第9条第1項、別表第一の第16、30項並びに番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条、第24条、国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・内閣府・総務省令第七号 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	次期国保情報集約システムの機器更改に伴うクラウド環境移行による及び語句の修正
令和6年1月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第42、44 項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第25条、第26条 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第2、3、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項 並びに内閣府・総務省令第七号 第2条、第3条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ■オンライン資格確認の準備業務 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)並びに国	■情報照会の根拠 番号利用法第19条7号、別表第二の第42、44項並びに内閣府・総務省令第七号 第25条、第26条 ■情報提供の根拠 番号利用法第19条7号、別表第二の第2、3、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項 並びに内閣府・総務省令第七号 第2条、第3条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ■オンライン資格確認の準備業務 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)並びに国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項		語句の修正
令和6年1月31日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	湯梨浜町役場 企画課 企画情報係	湯梨浜町役場 まちづくり企画課 政策企画係		組織の変更
令和6年1月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和3年9月1日時点	令和6年1月1日時点	事前	次期国保情報集約システムの機器更改に伴うクラウド環境移行による